

鶴岡・森の案内人登録要領

第1 目的

この要領は、本市の森林で利用者の案内・体験活動などを支援する指導的人材（以下「森の案内人」という）を登録することに関し必要な事項を定め、「森の案内人」の円滑な活動を推進することを目的とする。

第2 登録機関

「森の案内人」は、森林文化都市研究会（以下「研究会」という）に登録することとする。

第3 登録要件

「森の案内人」として登録する者は、本市の森林で利用者の案内・体験活動などを支援できる技術・技能を有しており、「森の案内人」として活動する意欲のある個人とする。

第4 登録の手続き

- (1) 「森の案内人」として登録を希望する者は、「森の案内人」登録申請書（別紙様式1）（以下「登録申請書」という）に必要な事項を記入のうえ、研究会に登録申請書を提出できるものとする。
- (2) 研究会は提出された登録申請書の内容を審査し、適当と認められるときは速やかに「森の案内人」として登録（以下「登録者」という）するとともに、登録者に対して森の案内人登録証（別紙様式2）を交付する。
- (3) 登録の申請は、随時受け付けるものとする。

第5 登録の変更及び辞退

- (1) 登録者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに研究会に報告しなければならない。
- (2) 登録者は、登録を辞退する場合は、書面等により登録機関に申し出るものとする。

第6 「森の案内人」の活動

登録者は、鶴岡市及び森林文化都市研究会が企画・主催する活動に協力するものとする。

第7 登録の取り消し

研究会は、登録者が以下に該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 5年間「森の案内人」としての活動等の実績がないとき。
- (2) 「森の案内人」として活動ができないと認められるとき。
- (3) 「森の案内人」としてふさわしくない行為を行ったとき。

2 研究会は登録を取り消したときは、速やかに登録者に通知するものとする。

第8 登録の再申請

研究会は、登録の辞退及び取り消しを行った者が再申請を申し出た場合、「森の案内人」としての資質・適性等を審査のうえ、再度登録できるものとする。

第9 登録者名簿等の管理

研究会は、森の案内人の活動状況などを把握・管理するとともに、個人情報については法令に基づき、十分に注意して取り扱わなければならない。

第10 適用

この要領は平成21年11月10日から適用する。